

第41期

定時株主総会招集ご通知

私とあなたの真ん中に

Chi~iki

株式会社 地域新聞社

証券コード：2164

開催
情報

開催日時 2025年11月30日（日曜日） 午前10時
（受付開始 午前9時30分）

開催場所 千葉県船橋市本町二丁目9番3号
クロス・ウェーブ船橋 大研修室B

■ 株主の皆さまへ

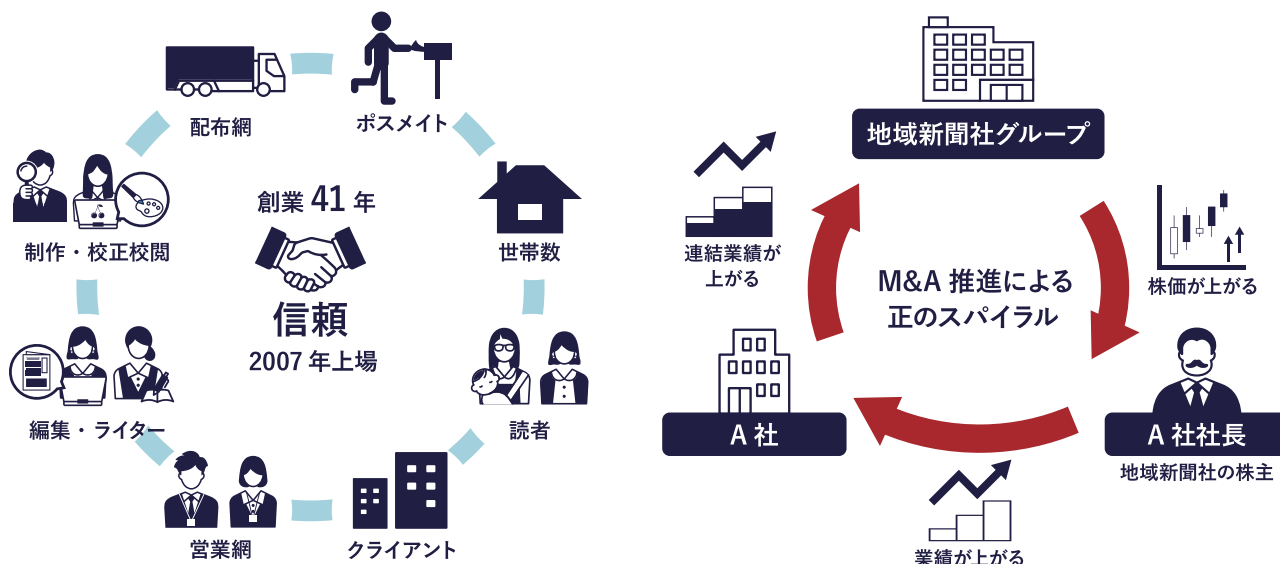


代表取締役社長 細谷佳津年

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、当社第41期定時株主総会を2025年11月30日（日曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社は、創業41年で培った当社のアセット（企業資産）に光を当てて企業価値を再定義し、既存事業の強化拡大とアセットを活用した新サービス創出を進めております。また、M&Aを通じて非連続的な成長を目指す「地域共創プラットフォーム」を構築し、更に企業価値を向上してまいります。

■ 当社アセット(企業資産)と「地域共創プラットフォーム」



証券コード 2164
(発送日) 2025年11月14日
(電子提供措置の開始日) 2025年11月7日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株 主 各 位

千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
株 式 会 社 地 域 新 聞 社
代表取締役社長 細 谷 佳 津 年

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://chiikinews.co.jp/ir/library/lib04/>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「地域新聞社」又は「コード」に当社証券コード「2164」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、委任状、インターネット又は議決権行使書によって議決権を行使することができます。**当社といたしましては、当社所定の委任状による議決権行使をお願いしております。**お手数ながら後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年11月28日（金曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月30日（日曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 千葉県船橋市本町二丁目9番3号
クロス・ウェーブ船橋 大研修室B
3. 目的事項
報告事項 第41期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告及び計算書類の報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
第5号議案 今後の戦略に関する基本方針の件
第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の更新の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
（1）議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
（2）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
（3）委任状による議決権行使と議決権行使書面又はインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、委任状による議決権行使の内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。議決権行使書面とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
（4）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面（委任状）及び代理権を証明する方法として株主様ご本人の議決権行使書面などのご提出が必要となりますのでご了承ください。
（5）議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。

◎会社法改正により、株主総会資料（電子提供措置事項）は原則として各ウェブサイトでご確認いただき、基準日までに書面交付請求をされた株主様に限り、書面をお送りすることとなっています。しかし、本株主総会では請求の有無にかかわらず、すべての株主様に電子提供措置事項を記載した書面をお送りします。

なお、電子提供措置事項のうち、以下の内容は法令及び当社定款第14条第2項の規定により、お送りする書面には記載しておりません。

① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人及び監査役による監査の対象となった書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」をご検討のうえ、
議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、次のとおりです。

委任状による議決権行使のご案内



当社としましては、委任状による議決権行使をお願いしております。

委任状による議決権行使とは、代理人に対して議決権の行使を委任いただく方法です。

具体的な方法につきましては、次ページをご確認ください。

その他の方法による議決権行使のご案内



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年11月30日（日曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次々ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年11月28日（金曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年11月28日（金曜日）
午後6時到着分まで

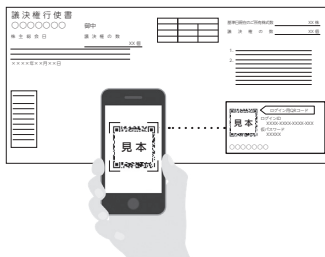
— 5 —

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

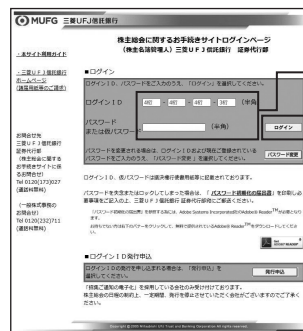


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

書面（郵送）による議決権行使のご案内

書面（郵送）による議決権行使をされる場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、委任状用紙を必ず切り離れたうえで、切手を貼らずにご投函ください。

2025年11月28日（金曜日）午後6時までに到着するように当社にご返送ください。

郵送到着まで時間を要しますので、お早めのご返送を心よりお願い申し上げます。

- ※各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※議決権行使書と委任状が一体となっています。議決権行使書による議決権行使をされる場合は、議決権行使書と委任状を必ず切り離れたうえで、議決権行使書のみをご返送ください。
- ※署名又は押印のある委任状と議決権行使書の双方を返送された場合には、議決権行使書における賛否の表示にかかわらず、委任状（白紙委任を含む）を有効なものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇

御中

株主総会日

議決権の数

XX股

XXXXXX年XX月XX日

〇〇〇〇〇〇〇

投票日現在のご所有株式数

XX株

議決権の数

XX股

1. _____

2. _____

〇〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

ログインID

XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード

XXXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社地域新聞社
代表取締役社長 細谷 佳津年

2. 議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の目的を追加いたします。
- (2) 当社の発行可能株式総数は、2025年10月17日現在、定款第6条において800万株と定められています。2025年10月10日開催の取締役会において、1株につき2株の割合で株式を分割すること及び会社法第184条第2項に基づき、その効力発生日を2025年11月1日とし、発行可能株式総数を1,600万株とする定款の一部変更を決議いたしました。これらの決議内容を踏まえ、将来の事業拡大や資本政策の柔軟性を確保するとともに、当社株式の大量取得行為に対する対応策の実効性を高める観点から、発行可能株式総数を2,900万株に変更するものです。
- (3) 株主還元の充実を図るため、定款第7条に自己株式の取得に関する規定を新設するとともに、定款第37条（現行定款第34条）において、期末配当及び中間配当に加えて、当社が定める基準日における剰余金配当を行うことができる旨の規定を追加いたします。
- (4) 当社は、会社法施行規則第118条第3号に基づき、財務及び事業方針の決定を不適切な者に支配されることを防止するため、当社株式の大量取得行為に関する対応策を導入しており、本定時株主総会第6号議案においてもその更新を付議しております。本対応策に定款上の根拠を付与することにより、株主の皆様の意思をより明確に反映させ、その法的安定性を高めるため、定款第8条に「株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み」に関する規定を新設いたします。
- (5) 単元未満株式の権利を合理的範囲で制限するため、定款第10条にその権利に関する規定を新設するとともに、単元未満株式を所有する株主の皆様の便宜を図るため、買増請求制度の導入に合わせ、定款第11条に単元未満株式の買増しに関する規定を新設いたします。
- (6) 現行定款第31条は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結することができる旨を定めておりますが、当該契約を締結する予定がなく、また現時点で締結の必要性も認められないことから、当該規定を削除いたします。
- (7) 会社法の規定に合わせ、剰余金の配当等に関する定め（現行定款第33条）をより明確で柔軟な表現に改め、取締役会での決定手続を適切に運用できるようにいたします。
- (8) その他、会社法に基づく条文整備、字句修正及び条数の変更等、全般にわたり所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 <条文省略>	第 1 条 <現行どおり>
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. <u>～13.</u> <条文省略>	<u>(1)～(13)</u> <現行どおり>
(新 設)	<u>(14)労働者派遣事業</u>
14. <u>～16.</u> <条文省略>	<u>(15)～(17)</u> <現行どおり>
17. <u>不動産の売買、仲介及び管理</u>	<u>(18)不動産の売買、賃貸、保有、投資、運用、仲介および管理</u>
(新 設)	<u>(19)投資業務</u>
(新 設)	<u>(20)ファイナンシャルアドバイザー業務</u>
18. <u>～19.</u> <条文省略>	<u>(21)～(22)</u> <現行どおり>
(新 設)	<u>(23)旅行業法に基づく旅行業、旅行業者代理業および旅行サービス手配業</u>
20. 前各号に附帯関連する一切の業務	<u>(24)前各号に附帯関連する一切の業務</u>
第 3 条 <条文省略>	第 3 条 <現行どおり>
(機関の設置)	(機関の設置)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	<u>(1)取締役会</u>
2. 監査役	<u>(2)監査役</u>
3. 監査役会	<u>(3)監査役会</u>
4. 会計監査人	<u>(4)会計監査人</u>

招 集 通 知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

現行定款	変 更 案
(公告方法) 第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。<u>但し</u>、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。 第 2 章 株 式 ※2025年10月17日現在 (発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、<u>8,000,000株</u>とする。 ※2025年11月 1 日時点 (予定) (発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、<u>16,000,000株</u>とする。 (新 設)	(公告方法) 第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし</u>、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。 第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、<u>29,000,000株</u>とする。 (自己の株式の取得) <u>第 7 条 当会社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>

現行定款	変 更 案
(新 設)	(株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み) <u>第8条</u> 当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての当会社株式の大量取得行為に関する対応策の導入または継続は、株主総会の決議によって行う。ただし、当会社株式の大量取得行為に関する対応策の廃止および軽微な変更は、取締役会の決議によって行う。 <u>2</u> 当会社株式の大量取得行為に関する対応策に基づく対抗措置の選択および発動は、当会社株式の大量取得行為に関する対応策に従い、株主総会または取締役会の決議によって行う。
第7条 <条文省略>	<u>第9条</u> <現行どおり> (単元未満株式についての権利) <u>第10条</u> 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利
(新 設)	

現行定款	変 更 案
(新 設) (株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 第9条～第10条 <条文省略> 第3章 株主総会 (招集の時期) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集する。 第12条 <条文省略>	(<u>単元未満株式の買増請求</u>) 第11条 <u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。</u> (株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 <u>当社の株主名簿の作成および備置きその他の株主名簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</u> 第13条～第14条 <現行どおり> 第3章 株主総会 (招集の時期) 第15条 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。 第16条 <現行どおり>

現行定款	変 更 案
(決議要件) <u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。 <u>第14条～第15条</u> <条文省略> 第4章 取締役および取締役会 <u>第16条～第19条</u> <条文省略> (取締役会) <u>第20条</u> 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認事項があったものとみなす。	(決議要件) <u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 <u>第18条～第19条</u> <現行どおり> 第4章 取締役および取締役会 <u>第20条～第23条</u> <現行どおり> (取締役会) <u>第24条</u> 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、<u>当該提案につき取締役（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u>

現行定款	変 更 案
4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。 <u>第21条</u> <条文省略> 第5章 監査役および監査役会 <u>第22条～第27条</u> <条文省略> 第6章 会計監査人 <u>第28条～第30条</u> <条文省略> (会計監査人の責任免除) <u>第31条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第7章 計 算 <u>第32条</u> <条文省略> (剰余金の配当等の決定機関) <u>第33条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定め、<u>株主総会の決議によらないものとする。</u> (剰余金の配当基準日) <u>第34条</u> 当社の期末配当基準日は、毎年8月31日とする。 2 当社の中間配当基準日は、毎年2月末日とする。 <u>第35条</u> <条文省略>	4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。 <u>第25条</u> <現行どおり> 第5章 監査役および監査役会 <u>第26条～第31条</u> <現行どおり> 第6章 会計監査人 <u>第32条～第34条</u> <現行どおり> (削 除) 第7章 計 算 <u>第35条</u> <現行どおり> (剰余金の配当等の決定機関) <u>第36条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定め<u>る</u>ことができる。 (剰余金の配当基準日) <u>第37条</u> 当社の期末配当基準日は、毎年8月31日とする。 2 当社の中間配当基準日は、毎年2月末日とする。 <u>3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> <u>第38条</u> <現行どおり>

第2号議案 取締役5名選任の件

現任の取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ほそや かつとし 細谷 佳津年 (1965年12月16日生) (再 任)	1990年4月 国際興業(株)入社 2002年9月 株式会社ギャガ・コミュニケーションズ (現ギャガ(株)) 入社 2003年6月 生駒シービー・リチャードエリス(株) (現 シービーアールイー(株)) 入社 2006年4月 同社財務経理部部長 2009年9月 (株)エー・ディー・ワークス管理部長 2011年6月 同社取締役CFO兼経営管理部長 2014年6月 同社常務取締役CFO兼経営管理部長 2018年7月 同社常務取締役CFO兼エクイティ・アド バイザリー室長 2020年4月 (株)ADワークスグループ常務取締役CFO 2020年12月 (株)エンジェル・トーチ代表取締役社長 2022年3月 (株)ADワークスグループ専務取締役CFO 2022年5月 一橋大学School of Business Administration 「HFLP」修了 岡三デジタル証券準備(株)社外取締役 2023年11月 当社社外取締役 2024年2月 代表取締役社長（現任）	27,600株
(取締役候補者とした理由) 豊富なファイナンスの知識と経験、公開企業における経営者の経験とCFOとしての財務戦略の立案遂行の実績を有し、また、多様な業界の経営者・有識者とのネットワークを構築しており、今後の当社の更なる企業価値向上に寄与されることが期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	かねばこ よしあき 金 箱 義 明 (1959年2月19日生) (再 任)	1998年 5 月 当社入社 2000年10月 本社営業部部長 2003年 7 月 東葛支社支社長 2006年 8 月 代理店営業部部長 2007年 5 月 当社退社 2007年 6 月 個人事業主 2010年 8 月 当社再入社 C S 推進室室長 2011年 9 月 ポスメイト管理部部長 2014年11月 取締役 (現任) 2024年11月 印刷・物流・配布等業務全般 管掌 (現任)	18,000株
		(取締役候補者とした理由) 営業をはじめとした様々な分野で長年に亘り当社に貢献しており、当社インフラの要である配布員の管理運営を適切に行なうその手腕から、当社取締役会の更なる機能強化に資するとともに当社の企業価値向上にも寄与されることが期待されるため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。	
3	まつかわ まさし 松 川 真 士 (1981年5月21日生) (再 任)	2004年 4 月 当社入社 2007年 9 月 成田支社支社長 2008年 9 月 船橋支社支社長 2013年 9 月 営業本部副本部長兼千葉支社支社長 2014年11月 取締役 (現任) 営業本部本部長兼船橋支社支社長 2015年 3 月 営業本部本部長 2019年 3 月 管理本部本部長 2023年11月 営業統括 2024年11月 人的資本経営 管掌 (現任)	8,000株
		(取締役候補者とした理由) 営業分野における豊富な経験を有し、強いリーダーシップを発揮しながら企業業績の向上に貢献しており、管理分野においてもその実力を遺憾なく発揮していることから、当社取締役会の更なる機能強化に資するとともに当社の企業価値向上にも寄与されることが期待されるため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	さいとう りつこ 齋 藤 律 子 (1964年11月2日生) (再 任)	1988年 4 月 (株)リクルートコスモス (現(株)コスモスイ ニシア) 入社 2010年 1 月 (株)エー・ディー・ワークス経営企画室ジ ェネラルカウンセル 2020年 4 月 (株)ADワークスグループ経営企画室F S A & S E 部長 2021年 4 月 (一社) 不動産特定共同事業者協議会事 務局長 2021年 6 月 (株)ADワークスグループ不特法協議会推進 室長 2021年 7 月 同社ディスクロージャー統括室長 2023年 1 月 (株)エンジェル・トーチ取締役 2023年11月 当社社外取締役 2024年 6 月 (株)サンドラッグ社外取締役 (現任) 2024年11月 当社取締役 コーポレートガバナンス・ リスクマネジメント 管掌 (現任) <重要な兼職の状況> (株)サンドラッグ社外取締役	一株
	(取締役候補者とした理由) 公開企業における管理部門、I R 部門での経験、知識を生かし、株主様との共同利益及び当社の企 業価値向上に貢献しており、当社の管理部門の一層の強化のため、業務執行を行う取締役として引き 続き選任をお願いするものであります。		

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	た な か や す ろ う 田 中 康 郎 (1946年2月9日生) (再 任)	1971年 4 月 判事補任官 1981年 4 月 東京地方裁判所判事 1985年 4 月 国連アジア極東犯罪防止研修所研修部長 1994年 4 月 東京地方裁判所部総括判事 2003年 2 月 盛岡地方・家庭裁判所長 2005年 2 月 東京高等裁判所部総括判事 2009年 3 月 札幌高等裁判所長官 2011年 2 月 弁護士登録（現任） 2011年 4 月 明治大学法科大学院教授 2015年 3 月 (株)建設技術研究所社外監査役（現任） 12月 明治大学法科大学院長事務取扱 2017年11月 当社社外取締役（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 弁護士 (株)建設技術研究所社外監査役	一株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 過去に会社経営に関与してはおりませんが、司法分野での豊富な経験及び専門的な知見を有しており、その経験と知見から、当社の企業経営の透明性、コンプライアンスの向上及び業務執行に関わる適切な監督により当社取締役会の意思決定の質をより高めることが期待されるため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中康郎氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は田中康郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって田中康郎氏が8年となります。
4. 田中康郎氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任は、法令が定める額を限度としております。
5. 当社は、細谷佳津年氏、金箱義明氏、松川真士氏、齋藤律子氏、田中康郎氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、各候補者の取締役再任が承認された場合には、補償契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任

保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である役員がその職務の執行に関する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者の取締役再任が承認された場合は当該保険の被保険者となり任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

7. 各候補者の所有する当社の株式数は、2025年8月31日現在の株式数を記載しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役小泉大輔氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
く どう き よ み 工 藤 清 美 (1969年12月8日生) (新 任)	1992年4月 (株)日本総合研究所入社 1994年4月 (株)国際評論社入社 2012年1月 ファイナンシャルプランナーとして独立 2012年4月 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究 センター招聘研究員 2019年6月 (株)エフピーブラッサム設立 代表取締役 (現任) 2025年4月 専修大学商学部兼任教員 (現任) <重要な兼職の状況> (株)エフピーブラッサム代表取締役 専修大学商学部兼任教員	ー株
(社外監査役候補者とした理由) ファイナンスの知見を基盤にファイナンシャルプランナーとして活動し、資産形成や経営に関する専門性と実務経験を有しており、生活者とビジネス双方の視点を活かし、当社の監査機能の充実に寄与されることが期待されるため、社外監査役候補者として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 工藤清美氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 工藤清美氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 工藤清美氏が監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である役員がその職務の執行に関する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。工藤清美氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しております。
6. 候補者の所有する当社の株式数は、2025年8月31日現在の株式数を記載しております。

第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

当社は、早期の復配等を可能とすべく、当事業年度末において生じている繰越欠損を解消して財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策における機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び同法第448条第1項に基づき、資本金及び資本準備金の一部を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。さらに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替える予定です。

また、資本金の額を金10,000,000円とすることは、税制等のメリットの享受等により、当社の企業価値向上に資することになります。なお、本件は貸借対照表上の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額そのものは変動しません。そのため、何ら財務体質を悪化させるものではなく、また、払戻しを伴わない無償減資であり、発行済株式総数に変更はないため、株主の皆さまの所有株式数や1株当たり純資産額等に影響は生じません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2025年8月31日現在の資本金511,720,720円のうち501,720,720円を減少し、資本金を金10,000,000円といたします。減少額は全額をその他資本剰余金に振り替えます。

ただし、効力発生日までに新株予約権が行使された場合には、その発行により増加する資本金と同額をあわせて減少し、最終的な資本金の額を金10,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

2026年1月30日

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2025年8月31日現在の資本準備金441,720,716円のうち439,220,716円を減少し、資本準備金を金2,500,000円といたします。減少額は全額をその他資本剰余金に振り替えます。

ただし、効力発生日までに新株予約権が行使された場合には、その発行により増加する資本準備金と同額をあわせて減少し、最終的な資本準備金の額を金2,500,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2026年1月30日

3. 剰余金の処分の内容（ご参考）

会社法第452条、第459条第1項第3号及び第460条第1項並びに当社現行定款第33条に基づき、2025年10月17日開催の取締役会決議により、上記資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、以下のとおり、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当することを決定いたしております。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金305,667,926円

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金305,667,926円

③効力発生日

2026年1月30日

第5号議案 今後の戦略に関する基本方針の件

1. 提案の理由

当社は、2024年2月7日に代表取締役社長を交代して以降、新経営体制において、上場維持基準を充たすための企業価値向上を実現する取組みを一層強化してまいりました。その核となるのが、2024年6月3日に発表した「今後の戦略に関する基本方針」であり、同年6月28日に開催した臨時株主総会において、本基本方針に関する勧告的決議が承認されております。本基本方針においては、当社の企業価値を再定義するため、複数の企業との連携やアドバイザリーボードの組成を掲げ、これまでに8回にわたり内容を改定・更新してまいりました。そこで、当社といたしましては、この最新の基本方針を株主の皆様にご賛同いただいた上で推進していきたく、本議案をお諮りするものであります。

2. 提案の内容

「今後の戦略に関する基本方針」の全文は、次のURL又は二次元コードよりご確認ください。その概要は、以下のサマリーのとおりであります。



<https://ir.chiikinews.co.jp/wp/wp-content/uploads/2025/10/StrategicPlan9.pdf>

3. 改定・更新についてのサマリー

(1) 新型ビジネスモデルの展開

- ・無料紙面掲載からのペルソナデータの創造×AIを活用したプロモーション・マーケティング戦略
- ・「地域共創プラットフォーム」の構築

ペルソナデータの創造においては、「生成AIを活用した心理状態デジタルツインによる広告効果最大化技術」に関する特許出願を完了いたしました。本技術は広告領域にとどまらず、さまざまな業種におけるダイレクトセールスやダイレクトマーケティングなど、多様なソリューションへの応用を目指しております。また、「地域共創プラットフォーム」は、当社が上場企業としての信用力を生かし、「株式交付」（100%の場合は「株式交換」）の仕組みを用いて、地域の優良な非上場企業とグループ体制を築く新たな枠組みです。これにより、地域企業の後継者問題や相続問題の解決を図るとともに、地域経済の活性化を推進してまいります。

(2) 方針の実現に向けたアドバイザリーボード6名の組成



- ・生成AIの研究開発（産学連携）：高柳 浩氏
- ・戦略ディスクロージャー（投資家エンゲージメント）：宮下 修氏
- ・マーケティング（戦略コンサルティング）：桐原 大輔氏
- ・人的資本経営（CHRO機能）：若月 貴子氏
- ・危機管理体制構築・広報（有事対応コンサルティング）：白井 邦芳氏
- ・プライベートエクイティファンド（Board3.0）：小池 藍氏

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の更新の件

当社は、2025年10月17日付けのプレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の更新について」でお知らせいたしましたとおり、同日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）について更新するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、2022年11月24日開催の当社第38期定時株主総会でのご承認を得て導入した当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下「現行プラン」といいます。）を以下のとおり更新（以下、更新後の買収への対応方針を「本プラン」といいます。）することを決議いたしましたので、ご承認をお願いするものであります。

なお、昨今、不当なウルフパック戦術により、金融商品取引法が定める大量保有報告制度や買収への対応方針を潜脱する株式の大量取得行為が問題とされております。そのような潜脱行為に該当するか否かの判断において、本プランが恣意的に運用されることがないようにするため、本プランの適用対象となる「買付等」の定義や対抗措置において差別的に取り扱われることになる「特定大量買付者」の定義を具体化する変更を行っております。

本プランの更新を決定した上記の取締役会には、独立社外取締役1名を含む取締役全員が出席し、全員一致で承認可決されるとともに、監査役全員（全て独立社外監査役）が出席し、本プランが適正に運用されることを条件に異議がない旨の意見が表明されております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、特定の者による当社株式の大量取得行為の提案を受け入れるか否かは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかし、当社は2024年2月の経営体制刷新に伴い、同年6月3日に新たな成長戦略「Strategic Plan」を発表し、同年6月28日に開催した臨時株主総会において勧告的決議が承認可決されました。この「Strategic Plan」に基づき、地域密着型の新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業等という当社の事業を運営するにあたっては、取引先である地域の広告主や広告代理店、読者である地域社会の方々から長年に亘っていただいている信頼が重要であり、その基盤となる高い配布率や地域密着型のコンテンツ力を支える専属のポスメイト（戸別配布員）やライターとの強固な関係性に基づく当社独自の地域に根ざした事業展開が非常に重要であります。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者において、これらに対する理解がない場合には、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上が妨げられる可能性があります。

当社は、当社株式の大量取得行為が行われる場合、買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量取得行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であると考えます。また、大量取得行為の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保持することができない可能性がある等、当社の企業価値の源泉が長期的にみて毀損されるおそれがあるもの、当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

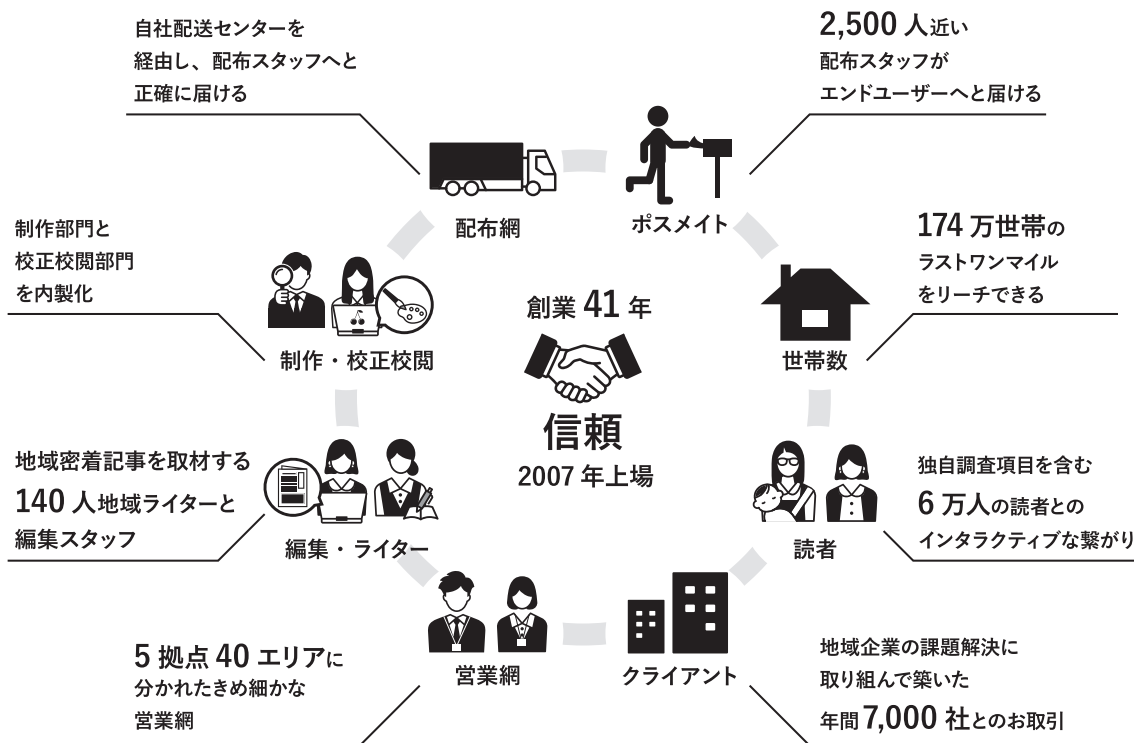
上記の観点から、当社取締役会は、大量取得者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するように求めたうえ、大量取得者の提案が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにすることが必要であると考えております。また、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であることから、当社取締役会は、そのような者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが、株主の皆様の負託を受けた者の責務であると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1984年の創業以来、千葉県を中心に地域密着型生活情報誌「ちいき新聞」を発行してきまし

た。2025年8月末現在、発行エリアは千葉県・茨城県で40エリア、週間発行部数は約174万部となっております。当社は、40年以上にわたり、「ちいき新聞」の発行とポスティングを継続してきたことで、他に類を見ない独自の資産(企業資産)を築いてきました。現在は、それらに光を当てて可視化することにより、企業価値の再定義に取り組んでおります。その上で、当社の企業価値の源泉は、以下の点にあると考えております。これらはいずれも、当社がこれまで短期的な利益のみを追求することなく、地域に寄り添い、読者や取引先と強固な信頼関係を築いてきた結果、培われてきたものであります。



(1)約174万世帯のラストワンマイルをリーチできる配布インフラ

当社は、約2,500人の専属ポスメイトによって、手配りで「ちいき新聞」をエンドユーザーに届けております。また、「ちいき新聞」と折込チラシを各担当ポスメイトへ正確に届ける自社配送センターと配送網を保有していることにより、毎週約174万世帯（2025年8月末現在）のラストワンマイルをリーチできます。一般紙を購読していない家庭も含めて直接届けることができるため、エリア内の平均カバー率は約90%と非常に高い配布率を誇っております。こうした配布インフラは、より多くの人にプッシュ型で情報を届けたいという取引先・自治体からのニーズを捉えており、全ての事業の成長を支えるものです。

(2)きめ細やかな営業網と取引先との強固なつながり

「ちいき新聞」の持続的な発行のためには、地域の企業からの広告出稿が必要であります。多くの広告出稿を頂くためには、取引先からの信頼が重要であります。当社は発行エリアを40エリアに細分化

し、5拠点に営業担当を配置しております。それぞれの営業担当が地元企業と緊密にコミュニケーションをとり、課題解決に取り組んできたことで、年間7,000社以上との取引につながっております。

(3)地域密着型情報コンテンツ力

「ちいき新聞」は約3〜4万世帯で区切ったエリアごとに特色ある紙面編集を行っております。エリア細分化により、生活圏内の情報を届けることが可能となり、読者からの高い支持につながっていると考えております。また、地域密着記事を取材する130人の地域ライターがおり、編集・制作部門と校正校閲部門を内製化しているため、当社の発信する一次情報や制作物への信頼度は高く、それを土台として、セグメント型冊子媒体の発行や自治体の発行物制作といった新たなビジネス展開が生まれてきました。

また、当社は「人の役に立つ」を経営理念とし、「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」をミッションとして掲げており、ECサイト「ちいきの逸品」を通じた地産地消推進、地元企業と連携した小中学校向けキャリア教育副教材の発行、地域イベントの企画運営など、地域の社会貢献活動にも力を注いでまいりました。上記(1)〜(3)に加え、株主、取引先、仕入先・協力企業、従業員、地域社会の方々等と永年にわたって築いてきた良好で強固な関係が当社の企業価値を強く支えているものと考えております。

2. 企業価値向上への取組み

当社は、自社で発行するフリーペーパー「ちいき新聞」紙面に掲載する広告枠を販売し、かつ、当該広告を自社で制作して、一連のサービスの対価を顧客から収受する新聞等発行事業をはじめ、折込チラシ配布事業や販売促進総合支援事業等の広告関連事業を主たる事業と位置づけ、千葉県を中心に地域密着型の事業展開を行ってまいりました。

中長期的な企業価値向上に向けては、2024年6月28日開催の臨時株主総会において承認可決された新成長戦略「Strategic Plan」に基づき、前述の広告関連事業を主たる事業としながらも、当社が持つアセットに光を当てることで企業価値を再定義し、そのアセットを活用した他社とのアライアンスによって非連続的な成長を目指す「シーパワー・ストラテジー」への転換を掲げ、以下の取り組みを行っております。

(1)コア事業による安定収益の確保

当社における新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業は、安定収益確保の点において最も重要な事業であります。新聞等発行事業のうち「ちいき新聞」の発行事業では、広告効果の向上を目的とした営業の分業化を実施し、営業活動の効率と顧客単価を高め利益を最大化させることに注力しております。また、2024年8月末に株式会社中広を展開しているボランタリー・チェーン方式による加盟契約を締結し、全国1,300万世帯の媒体ネットワークを活用できるようになりました。今後は全国を商圏としているナショナルクライアントの開拓や配布エリア外の店舗も含めた総合販促提案に注力し、新聞等発行事業の売上を飛躍的に向上させてまいります。折込チラシ配布事業につきましては、質の高い配布網及び高到達率を維持しつつ、より積極的な営業活動を実行し、さらなる増収を目指しております。

(2)新規事業と新価値の創造

フリーペーパー市場全体が縮小していく中でも成長していくために、「配布エリア内の地域活性化」と「配布エリア外のマーケットとの接続による非連続な拡大」の両軸で新価値を創造しております。顧客ニーズが高まっているヒューマンリソース事業においては、WEB媒体を主軸に年間6,000社の求人扱っているツナググループ・ホールディングスと業務提携により、配布エリア内のあらゆる業種・業態の企業との関係性が強化された上、紙とWEB両方のメディアを活用した情報発信が可能となりました。このようなお互いの強みを掛け合わせたアライアンスを数多く推進することで、1 + 1 が2ではなく3にも4にも、あるいは α や β のような全く別の価値を創造してまいります。

また、「生成AIを活用した心理状態デジタルツインによる広告効果最大化技術」に関する特許申請の出願を完了しており、本技術を広告のみならず、あらゆる業種に対するダイレクトセールス、ダイレクトマーケティングなど、さまざまなソリューションに応用することを目指しております。

(3)財務基盤の安定

当社の描く成長戦略を着実かつスピード感を持って実行するために、健全な財務状態を保つことは必須と捉えております。業績面で盤石な利益体質を築き上げることはもちろんですが、財務基盤の強化と成長戦略を推し進めるための資金調達も必要不可欠であります。今後も、株主様に配慮した資本増強と金融機関等からの資金調達を考慮しながら、財務基盤の強化に努めてまいります。

当社では、以上の経営戦略のもと、ブランドミッションである「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」を一つ一つ実現させていくことで、当社に信頼を寄せていただいている全てのステークホルダーの期待にお応えしていきます。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人の役に立つ」を経営理念とし、「働く人達」、「地域社会」、「国家」の役に立つ企業となることを目標としており、お客様・読者・取引先・地域社会をはじめ、株主及び投資家からの信用をより高めることが重要であると認識しております。この認識を踏まえて、健全で透明性が高く、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織を構築することが重要であり、これを構築することによって実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することが必要であると考えております。

(2)企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用し、機関としては取締役会、監査役会及び経営会議を有しております。

取締役会は、社外取締役1名を含む5名の取締役（代表取締役社長細谷佳津年、金箱義明、松川真士、齋藤律子、田中康郎）で構成されており、原則毎月1回以上開催し、経営の意思決定機関及び取締役の職務執行を監視、監督する機関としての役割を果たしております。

監査役会は、社外監査役3名（常勤監査役色部文雄、監査役小泉大輔、監査役丸野登紀子）で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。各監査役の取締役会への出席のほか、社内重要会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役及び取締役会の業務執行を監視するとともに、経営全般に対して監査機能を発揮しております。

経営会議は、取締役等で構成されており、原則隔週1回開催し、日常の個々の業務遂行における報告、検討・協議を行っております。

当社の取締役のうち田中康郎は独立社外取締役であり、また、当社の監査役は全員が独立社外監査役であります。当社の独立役員はそれぞれ法務・財務・会計等の知見や企業経営の経験を有しており、経営の透明性を高めるとともに、客観的な立場からの経営の監督、適切な助言が得られる体制としております。

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2024年12月12日）をご参照下さい。

Ⅲ. 本プランの目的及び内容

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するとともに、当社株券等に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、金融商品取引法では、一定の大量取得行為に対し公開買付けを義務付けるとともに、大量取得行為に関する開示や手続に係るルールを定めておりますが、公開買付規制は2026年5月30日までは市場内取引には適用されない上、現在の公開買付制度だけでは、株主の皆様に対して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るために必要な情報と熟慮の機会が十分に提供されないおそれがあると考えております。そのため、当社としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるためには、本プランの更新が必要と考えております。

なお、2025年8月31日現在の当社の大株主の状況は、招集ご通知の事業報告 2. 株式に関する事項 (4) 大株主(上位10名)に記載のとおりです。現時点においては、当社が特定の第三者から当社株券等の大量取得行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランに基づく対抗措置を発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得行為等を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

当社は、本プランに基づく対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動、不発動等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役及び社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する者で構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認します。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランに係る手続等

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①、②若しくは③に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

- ① 特定株主グループ（注2）の議決権割合（注3）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注4）の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。）
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注5）を樹立するあらゆる行為（注6）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りま。）

買付等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下に係る新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとしま。

また、本プランにおいては、仮に、本プランの導入の公表時点（2022年10月24日）において、既に特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「買付者等」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、又は新たに③に掲げる他の株主との間で行う行為を「買付等」と取扱うこととします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとしま。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限りま。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。なお、当社は、必要に応じて、買付者等に対し買付説明書その他の情報の提供に期限を設定することがあります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プラン更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注7）する者の特別関係者並びに組員（ファンドの場合）その他構成員を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、並びに当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、当社（以下①ないし⑩において当社グループ会社を含みます。）の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格及びその算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後において想定している当社会社の役員候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社の従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針（当社と利害関係者の関係に関しての変更の有無及びその内容を含みます。）
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提出を求めた情報も含みます。以下同じとします。）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの買付説明書その他の情報等の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から90日間が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言等を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとし、買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、①買付者等が上記(b)から(g)までに記載した手続を遵守せず、買付等を実行しようとする場合、②買付等が濫用的買収（注8）や強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付等を行うことをいいます。）といえる場合のほか、③買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、又は買付等の後における当社の他の株主、当社の従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合や強圧性の問題を有する買付等である場合若しくは④買付者等による買付等の後の経営方針及び事業計画が、著しく不合理であると判断され、また、当社取締役会の経営方針及び事業計画（買付者等による買付等の後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断されることなどから、当社の企業価値又は株主共同の利益に反するおそれをもたらす買付等である場合、又は①ないし④に準ずる場合であるなどの理由から、買付等がなされることに反対であると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て）その他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施するにあたり、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力

発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、必要性が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等に反対であるとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、必要性が存在することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。また、当該株主意思確認総会が開催されない場合には、独立委員会からの上記(e)に従った勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において買付等がなされることに反対であり、これに対して本新株予約権の無償割当て等を実施すべきであると考える場合には、(f)のとおり、独立委員会からの上記(e)に従った勧告を最大限尊重して、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主意思確認総会を開催します。当該株主意思確認総会においては、本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案に対する賛否を求める形式により、買付等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、買付等がなされることに代わる当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様の利益の最大化に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするに当たっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。株主の皆様には、買付等に関する情報をご検討いただいた上で、買付等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案に対する賛否の形で表明していただくことになります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、買付者等が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し適時・適切に開示します。また、議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

(h) 本新株予約権の無償割当て等（対抗措置）

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案を承認された場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委

員会の意見を最大限尊重した上で、下記(2)に記載する本新株予約権の無償割当て（差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て）等を実施します。これに対し、当該株主意思確認総会において株主の皆様が本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、本新株予約権の無償割当て等を実施しません。

ただし、(e)に掲げた理由のうち①の場合には、買付等がなされることを受け入れるか否かに関し、買付者等から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、また、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することもできません。また、(e)に掲げた理由のうち②の場合や③④に該当することが明白である場合には、取締役会の責任において、当社の企業価値及び株主共同の利益を維持するための対抗措置をとることが、取締役の善管注意義務・忠実義務の内容をなしているといえます。したがって、かかる場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、本新株予約権の無償割当て等を実施します。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当て等の実施の是非を判断するにあたっては、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(i) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される

財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として1か月間から6か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者（注9）、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者（本プランにおいて共同保有者とみなされるものを含みます。）、(Ⅲ)特定大量買付者（注10）、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者（本プランにおいて特別関係者とみなされるものを含みます。）、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注11）以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- ③ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします（注12）。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(3) 本プランの更新手続、有効期間、廃止及び変更

本プランは、株主の皆様の意思を反映するため、本定時株主総会にお諮りし、そのご承認をいただくことを条件として更新されるものです。

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当該時点において、現に買付等を行っている者又は買付等を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている買付等への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、その有効期間の満了前であっても、当社の取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(4) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2025年10月17日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記Ⅲ.3.(1)「本プランに係る手続等」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約

権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記Ⅲ.3.(2)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することとなります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定されることがあり、その場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

注 1. 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

2. 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基

- づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）並びに(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）を意味します。
3. 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。かかる議決権割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに(iii)上記(i)及び(ii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者とみなします。又、かかる議決権割合の計算上、共同保有者（本プランにおいて共同保有者とみなされるものを含みます。以下同じです。）は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
4. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
5. 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上げりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとし、ます。
6. 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
7. 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
8. 濫用的買収とは、(i)株券等を買収し、その株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為、(ii)当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為、(iii)当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為、(iv)当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為若しくは(v)買付者等が反社会的勢力に該当する場合、又は(i)ないし(v)に準ずる場合をいいます。
9. 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%（Ⅲ.3.(1)(a)最終段落に記載された理由により当社取締役会が20%を超える割合を認めた場合には、当該割合）以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券

等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

10. 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。
11. (I)ないし(V)に該当する者の「関連者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利益を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。
12. 非適格者に対して本新株予約権とは別の内容の新株予約権を対価として交付する旨の取得条項を定めることがあり、その詳細は、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

IV. 本プランの合理性

1. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として更新されるものです。

2. 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を勘案した内容となっております。さらに、東京証券取引所が2015年6月に施行した「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月11日最終改訂）」における「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の定めを勘案した内容となっております。そして、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針 ―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」をも踏まえた内容となっております。

3. 株主意思の重視（株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること）

本プランは、上記Ⅲ.3.(3)「本プランの更新手続、有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、株主の皆様意思を反映させるため、本定時株主総会においてその更新をお諮りし、ご承認をいただくことを条件として更新されます。

また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動（本新株予約権の無償割当て等の実施）の是非について、一定の場合に、株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認することとしています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その

有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっています。

4. 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得（取締役の恣意的判断の排除）

上記3.記載のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、買付等に対して対抗措置を発動する（本新株予約権の無償割当て等を実施する）か否かを決定します。買付者等が上記Ⅲ.3.(1)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動（本新株予約権の無償割当て等の実施）の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動される（本新株予約権の無償割当て等が実施される）ことはありません（具体的には、上記Ⅲ.3.(1)(h)に記載のとおり、具体的に定められた理由に応じて株主意思確認総会の開催の要否が決定され、当社取締役会の恣意的な裁量が働くことはありません。）。

また、当社は、上記Ⅲ.3.(1)(h)記載のとおり、本プランの必要性（上記Ⅲ.3.(1)(e)の第1文に記載された理由から必要性の有無が判断されることとなります。）及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、対抗措置の発動（本新株予約権の無償割当て等の実施）の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について、本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役、社外監査役及び社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する者で構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において専門家等の助言等を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該株主総会決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。）の実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ④ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑥ 買付者等との協議・交渉
 - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提出する代替案の検討
 - ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑨ 本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主総会招集の要否の判断
 - ⑩ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑪ 本プラン以外の買収防衛策の更新の是非の判断
 - ⑫ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑬ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言等を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

更新後の独立委員会委員候補の略歴

氏 名	略 歴
色部 文雄 (1949年 2月 5日生)	1967年 3月 株式会社河合楽器製作所入社 1975年 3月 ピジョン株式会社入社 2000年10月 同社執行役員営業本部副本部長 2002年 3月 同社監査室チーフマネージャー 2005年 4月 同社常勤監査役 2009年 8月 エフルート株式会社内部監査室長 2010年11月 当社常勤監査役（社外監査役）就任（現任）
丸野 登紀子 (1973年 7月21日生)	2002年10月 第一東京弁護士会登録 出澤総合法律事務所入所（現任） 2016年11月 当社社外監査役（現任） 2019年 6月 ライト工業株式会社社外監査役（現任） 2022年 3月 株式会社ファンコミュニケーションズ監査役 2022年 4月 医療法人社団幸生会監事（現任） 2023年 4月 株式会社ファンコミュニケーションズ 社外取締役（監査等委員）（現任）
工藤 清美 (1969年12月 8日生)	1992年 4月 株式会社日本総合研究所入社 1994年 4月 株式会社国際評論社入社 2012年 1月 ファイナンシャルプランナーとして独立 2012年 4月 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター 招聘研究員 2019年 6月 株式会社エフピーブラッサム設立 代表取締役（現任） 2025年 4月 専修大学商学部兼任教員（現任）

- (注) 1. 当社は、色部文雄及び丸野登紀子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 工藤清美氏は、本定時株主総会における社外監査役候補者であり、同氏は、東京証券取引所の定める要件を満たしておりますので、独立役員として届け出る予定であります。
3. 各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

招 集 通 知

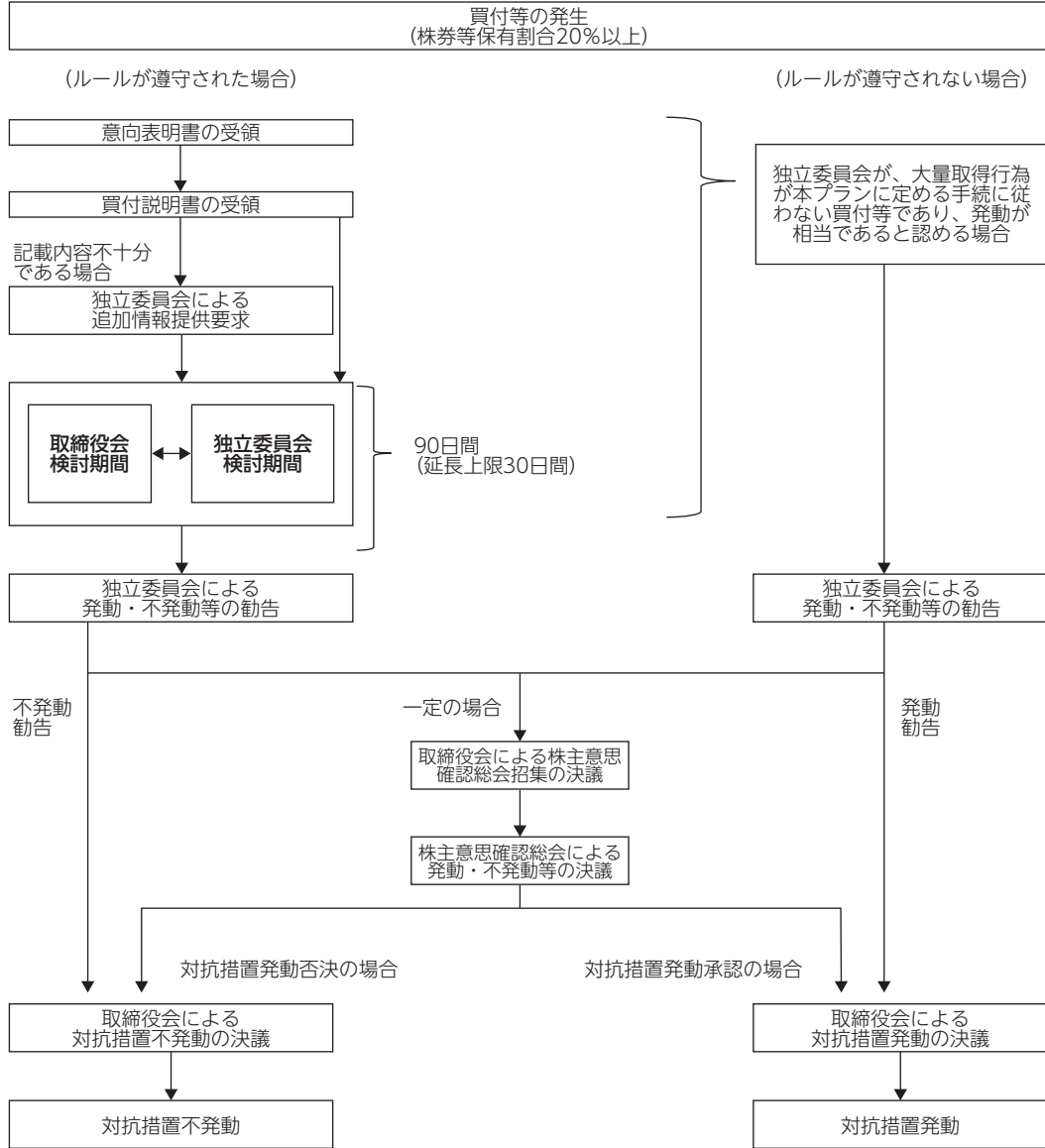
株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

(ご参考) 本プランに係る手続のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要を記載したものです。本プランの正確な内容については、本文をご参照下さい。

事業報告

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度において、当社は成長戦略「Strategic Plan」を掲げ、アライアンスを中心とした新たな取り組みに力を入れ、黒字体質をより強固にいたしました。当事業年度における売上高は3,153,453千円（前期比105.9%）、経常利益は52,779千円（前期比310.7%）、当期純利益は41,336千円（前期比1,189.1%）と、大幅な増収増益を達成し、明確に業績トレンドが転換した期となりました。前事業年度での黒字転換を経て、「Strategic Plan」のもとで進めてきた各種の取り組みが、いよいよ具体的な成果として確認できるステージへ移行したことを示しています。これは、オペレーティングレバレッジが発揮されやすい収益構造を背景に、生産性向上が顕著に表れたものです。

当事業年度においては、コアビジネスにおける業績を短期的かつ確実に向上させるため、各事業拠点のマネジメントに取締役、執行役員及びエリア事業本部副本部長を配置して利益の創出に努めてまいりました。同時に、事業成長及び当社認知度の向上を目的とした積極的な先行投資を継続して行い、株価向上への対策も並行して行ってまいりました。黒字化にこだわり、様々なアクションプランを実行した結果、営業利益以下の黒字化を達成しております。さらに、戦略的アライアンス関連受注額はホッケースティック曲線を描くように急速に拡大し、『地域みっちゃく生活情報誌®』のVC加盟などの全国媒体ネットワークとの連携による『ちいき新聞』配布エリア外での広告展開、株式会社ツナググループ・ホールディングス（以下「ツナググループ・ホールディングス」という。）との業務提携による求人メディア掲載、ブレイブ少額短期保険株式会社等との業務連携関連の広告掲載が大きな成果を上げています。当社は引き続き、保有するアセット（約174万世帯への配布網、約60,000人の読者とのインタラクティブな関係性、約2,500人の配布スタッフ、年間約7,000社の取引企業等）を活用した他社との事業アライアンスによる新サービスの創出、いわゆるシーパワー・ストラテジーへの転換を推進し、社内体制の構築やアライアンス先企業及びアライアンス候補企業との間でアセット活用方法の策定に取り組んでおります。

広告関連事業全体におきましては、集客のための広告需要は引き続き高く、手法は多様化しているものの回復傾向が続いております。

新聞等発行事業のうち「ちいき新聞」の発行事業におきましては、2025年8月末現在で、2県40エリアで40版を発行、週間の発行部数は約174万部となりました。2025年4月に「ちいき新聞」の紙面リニューアルを行い、読者との双方向コミュニケーションを促進するコンテンツを拡充するとともに、読者層の拡大とアセットの価値向上に取り組んでおります。あわせて、記事広告をはじめとする新たな広告メニューを展開し、広告単価の上昇と新規顧客開拓による顧客基盤の拡大を目指しております。また、事業拠点のマネジメントの強化が実を結び始めており、提案の質の向上が取引規模の拡大につながっております。当事業年度では修理業、

買取業、保険業、セミナー告知といったセグメントが好調に推移しました。その他にも、小学生・中学生向けのキャリア教育副教材「発見たんけん」、筑波大生と優良企業をつなぐ就活情報誌「Overture（オウバチャー）」、子育て支援情報誌「まま・ここっと®」、求人情報紙「Happiness」等、「ちいき新聞」以外の媒体の発行も増やし、利益創出に努めております。「Happiness」はツナググループ・ホールディングスとの業務提携により好調に推移しておりますが、さらに成長スピードを加速するべく新たなフェーズの業務提携方法を模索しております。

折込チラシ配布事業におきましては、それぞれの地域にカスタマイズされた独自の地図情報システム（GIS）を活用することにより、広告主の顧客ターゲットが明確となり効率的かつ広告効果の最大化を図るサービスを実現しております。当事業年度におきましては、主に不動産業、冠婚葬祭業、リフォーム業、スクールなどの業種が好調に推移しており、選挙における各政党からの折込需要も増加しております。今後の施策といたしましては、これら拡大する需要に対応するための発注システム導入を予定しております。

販売促進総合支援事業におきましては、「ちば市政だより」の配布業務受託を中心とした行政自治体の刊行物制作・配布の受託だけでなく、組織体制の強化を行ったことで受託できる案件数が着実に増加しております。また、ショッピングセンターにおけるイベント企画・運営についても実績をもとに取引が拡大しています。その他にも、VC加盟企業と連携した全国フリーペーパーへの折込提案によりナショナルクライアントとの取引も増えてきております。

その他事業につきましては、「生成AIを活用した心理状態デジタルツインによる広告効果最大化技術」に関する特許を出願し、実証実験を開始しております。本特許は、消費者行動ビッグデータ基盤と生成AI技術を融合することで、広告領域にとどまらず、幅広い業種におけるダイレクトセールスやダイレクトマーケティングなど多様なソリューションへの応用が可能であり、将来的に無限の拡張性を有しています。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施しました当社の設備投資の総額は1,062,137千円であります。

(3) 資金調達の状況

2024年6月28日開催の当社臨時株主総会において、2024年7月11日の株主確定日における株主に対し、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングに基づく第7回新株予約権の無償割当てを行うことを決議し、当期末までの当該新株予約権の払込により、302,849千円の調達を行いました。

当事業年度において、金融機関より設備投資資金として625,000千円の調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第38期 (2022年8月期)	第39期 (2023年8月期)	第40期 (2024年8月期)	第41期 (当 事 業 年 度) (2025年8月期)
売 上 高	2,887,909	2,926,578	2,977,195	3,153,453
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	7,766	△47,664	16,988	52,779
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	8,459	△51,328	3,476	41,336
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	2円21銭	△12円20銭	0円77銭	5円52銭
総 資 産	1,289,114	1,109,187	1,246,599	2,299,493
純 資 産	176,202	154,252	302,271	653,233

(注) 2025年11月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合とする株式分割を実施いたしました。これに伴い、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(9) 対処すべき課題

当社は、自社で発行するフリーペーパー「ちいき新聞」紙面に掲載する広告枠を販売し、かつ、当該広告を自社で制作して、一連のサービスの対価を顧客から収受する新聞等発行事業をはじめ、折込チラシ配布事業や販売促進総合支援事業等の広告関連事業を主たる事業と位置づけ、千葉県を中心に地域密着型の事業展開を行ってまいりました。

中長期的な企業価値向上に向けては、2024年2月に経営体制を刷新し、同年6月に新たな成長戦略「Strategic Plan」を発表しております。今後はこの「Strategic Plan」に基づき、前述の広告関連事業を主たる事業としながらも、当社が持つアセットに光を当てることで企業価値を再定義し、そのアセットを活用した他社とのアライアンスによって非連続的な成長を目指す「シ・パワー・ストラテジー」への転換を掲げ、以下の取組みを行ってまいります。

①コア事業による安定収益の確保

当社における新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業は、安定収益確保の点において最も重要な事業であります。新聞等発行事業のうち「ちいき新聞」の発行事業では、広告効果の向上を目的とした営業の分業化を実施し、営業活動の効率と顧客単価を高め利益を最大化させることに注力しております。また、2024年8月末に株式会社中広（以下「中広」という。）が展開しているボランティア・チェーン方式による加盟契約（以下「VC」という。）を締結し、全国約1,300万世帯の媒体ネットワークを活用できるようになりました。今後は全国を商圏としているナショナルクライアントの開拓や配布エリア外の店舗も含めた総合販促提案に注力し、新聞等発行事業の売上を飛躍的に向上させてまいります。折込チラシ配布事業につきましては、質の高い配布網及び高到達率を維持しつつ、より積極的な営業活動を実行し、さらなる増収を目指しております。

②上場維持基準の適合

当社の2025年8月末時点におけるグロース市場の上場維持基準の適合状況は、「時価総額」について約26億円と適合しておりません。上場維持基準の充足に向けた取り組みとして、アセットを活用した他社との戦略的アライアンスによる非連続な成長や情報資産の価値向上を目的とした生成AIの利活用を進め、実現化に向けたアドバイザリーボードを組成いたしました。戦略的アライアンスにおいては、中広を展開するVCをはじめとする全国媒体ネットワーク連携、ツナググループ・ホールディングスとの業務提携、ブレイブ少額短期保険株式会社との業務提携関連による受注額がホッケースティック曲線を描いて急速に拡大しており、引き続き提携企業とのシナジーを最大限に活かすことで、さらなる売上増加と企業価値の向上を目指してまいります。

③新規事業と新価値の創造

フリーペーパー市場全体が縮小していく中でも成長していくために、「配布エリア内の地域活性化」と「配布エリア外のマーケットとの接続による非連続な拡大」の両軸で新価値を創造

しております。顧客ニーズが高まっているヒューマンリソース事業においては、WEB媒体を主軸に年間約6,000社の求人を扱っているツナググループ・ホールディングスとの業務提携により、配布エリア内のあらゆる業種・業態の企業との関係性が強化された上、紙とWEB両方のメディアを活用した情報発信が可能となりました。このようなお互いの強みを掛け合わせたアライアンスを数多く推進することで、1 + 1が2ではなく3にも4にも、あるいはαやβのような全く別の価値を創造してまいります。

また、「生成AIを活用した心理状態デジタルツインによる広告効果最大化技術」に関する特許申請の出願を完了しており、本技術を広告のみならず、あらゆる業種に対するダイレクトセールス、ダイレクトマーケティングなど、さまざまなソリューションに応用することを目指しております。

④財務基盤の安定

当社の描く成長戦略を着実かつスピード感を持って実行するために、健全な財務状態を保つことは必須と捉えております。業績面で盤石な利益体質を築き上げることはもちろんですが、財務基盤の強化と成長戦略を推し進めるための資金調達も必要不可欠であります。今後も、株主様の共同の利益に配慮した資本増強と金融機関等からの資金調達を考慮しながら、財務基盤の強化に努めてまいります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2025年8月31日現在）

当社は、新聞等発行事業、折込チラシ配布事業、販売促進総合支援事業、その他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

事業部門	事業の内容
新聞等発行事業	地域に密着した生活情報紙「ちいき新聞」（フリーペーパー）の発行及び配布、求人情報紙「Happiness」等の発行及び配布。
折込チラシ配布事業	広告主のチラシを当社の生活情報紙「ちいき新聞」に折込配布。
販売促進総合支援事業	顧客からの多様な要望に対しセールスプロモーションの企画運営、地方自治体の広報紙の配布。
その他の事業	WEB広告やホームページ作成等のWEB事業、優良業者を読者へ紹介する「ちいき新聞のお手伝い」シリーズを展開するマッチング事業、趣味、娯楽からダンス・ストレッチなど幅広いジャンルのカルチャースクールを運営するカルチャー事業、児童発達支援・放課後等デイサービス「ちいつな八千代高津教室」の運営、不動産事業。

(12) 主要な営業所（2025年8月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社 及 び 編 集 セ ン タ ー	千葉県八千代市
八 千 代 支 社	千葉県八千代市
成 田 支 社	千葉県成田市
船 橋 支 社	千葉県鎌ヶ谷市
千 葉 支 社	千葉県千葉市中央区
柏 支 社	千葉県柏市
セ ン ト ラ ル 配 送 セ ン タ ー	千葉県八千代市

(13) 使用人の状況（2025年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減
広 告 関 連 事 業	130名 (54)	－ (－)
不 動 産 事 業	1 名 (－)	－ (－)
そ の 他 の 事 業	8 名 (8)	－ (－)
全 社 （ 共 通 ）	28名 (2)	－ (－)
合 計	167名 (64)	－ (－)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、従業員数欄の（外書）は、臨時雇用者数（パートタイマー）の平均雇用人員（8時間／日 換算）を記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当事業年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
167名	3名減	40.5歳	8.5年

- (注) 1. 上記の使用人数には、パートタイマー64名（8時間／日 換算）は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(14) 主要な借入先及び借入額 (2025年 8月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 千 葉 銀 行	819百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	90百万円
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	70百万円
株 式 会 社 群 馬 銀 行	29百万円
佐 原 信 用 金 庫	5百万円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

招 集 ご 通 知
株 主 総 会 参 考 書 類
事 業 報 告
計 算 書 類
監 査 報 告

2. 株式に関する事項（2025年8月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式の総数 3,741,914株

(自己株式820株含む)

(3) 株主数 3,018名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
M T M C a p i t a l 株 式 会 社	596,200	15.94
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	282,600	7.55
株 式 会 社 ラ イ フ イ ン 2 4 g r o u p	220,400	5.89
株 式 会 社 中 広	203,000	5.43
合 同 会 社 H a p p y h o r s e	143,900	3.85
静 岡 エ ネ ル ギ ー 株 式 会 社	106,200	2.84
株 式 会 社 日 本 シ ー サ プ ラ イ	79,300	2.12
竹 中 宏 之	75,300	2.01
中 谷 正 和	68,300	1.83
吉 田 康 次 郎	65,100	1.74

(注) 持株比率は自己株式（820株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数は、新株予約権の行使により、発行済株式の総数が1,071,638株、資本金及び資本準備金がそれぞれ151,712千円増加しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2025年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 谷 佳津年	－
取 締 役	金 箱 義 明	印刷・物流・配布等業務全般 管掌
取 締 役	松 川 真 士	人的資本経営 管掌
取 締 役	齋 藤 律 子	コーポレートガバナンス・リスクマネジメント 管掌 株式会社サンドラッグ社外取締役
取 締 役	田 中 康 郎	弁護士 株式会社建設技術研究所社外監査役
常 勤 監 査 役	色 部 文 雄	－
監 査 役	小 泉 大 輔	公認会計士・税理士 株式会社オーナーズブレイン代表取締役 株式会社ニューズ・ツー・ユー・ホールディングス監査役 株式会社LOOPLACE社外取締役 株式会社ダイブ社外監査役
監 査 役	丸 野 登紀子	弁護士・出澤総合法律事務所パートナー弁護士 ライト工業株式会社社外監査役 株式会社ファンコミュニケーションズ社外取締役（監査等委員） 医療法人社団幸生会監事

- (注) 1. 齋藤律子氏は、2024年11月26日付けで社外取締役から取締役に就任いたしました。
2. 取締役田中康郎氏は、社外取締役であります。
3. 監査役色部文雄氏、小泉大輔氏及び丸野登紀子氏は、社外監査役であります。
4. 監査役小泉大輔氏は、公認会計士及び税理士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役丸野登紀子氏は、弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役田中康郎氏、監査役色部文雄氏、小泉大輔氏及び丸野登紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は法令が規定する額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役細谷佳津年氏、金箱義明氏、松川真士氏、齋藤律子氏及び田中康郎氏並びに監査役色部文雄氏、小泉大輔氏及び丸野登紀子氏との間に会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

当社は、2024年10月11日開催の取締役会において、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について改定決議をしております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役及び監査役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された改定前の方針と整合していることから、改定前の決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

- ・ 経営理念を実践し、従業員及びステークホルダーに対する企業価値の持続的向上を責務とし、任期である1期ごとの成果及び中長期的な企業価値成長を促進する体系とします。
- ・ 各役員の役割や責任を鑑みた報酬の額とし、その決定については透明性と公正性を確保します。
- ・ 持続的な成長に必要な人材を確保できる報酬制度とします。

2. 各役員に係る報酬体系

- ・ 各取締役の個人別の報酬は、各取締役の職務内容や成果、事業計画に対する会社業績、中長期的な企業価値向上への貢献、時価総額向上への貢献等を勘案して決定します。
- ・ 監査役の報酬は、職責及び常勤か非常勤かを踏まえた形での月額固定報酬とします。

3. 報酬決定の手続

- ・取締役の報酬は株主総会で決議された報酬額の範囲内で決定されるものとします。
- ・各取締役の報酬額は以下の〈取締役報酬決定プロセス〉でその額を決定します。

〈取締役報酬決定プロセス〉

- (1) 代表取締役社長は、以下①②について取締役会で説明する責任を負う。なお①については、客観的かつ信頼できるデータや役員報酬に知見のある専門家からの意見などを用いるものとする。

①近時の上場会社、同一市場、同一規模（売上高、利益額等）を踏まえた報酬のトレンド

②今年度の当社の役員報酬のポリシー

- (2) 代表取締役社長の説明を受けた後、取締役会は説明内容の合理性、妥当性について審議を行う。
- (3) 審議後、取締役会は代表取締役社長に各取締役の個別の役員報酬決定を一任する決議を行う。
- (4) 代表取締役社長は、個別の役員報酬原案について社外取締役に説明し、その意見を聴取した上で個別の役員報酬を決定し、決定したことを取締役会に報告する。

- ・監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。

4. 報酬水準

- ・会社の規模並びに業務執行の範囲及び責任の範囲を使用人と比較した上で妥当な水準とします。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給 人員	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			
			固定報酬	退職慰労金	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	5 名 (2 名)	44,520千円 (3,540千円)	44,520千円 (3,540千円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (3 名)	14,295千円 (14,295千円)	14,295千円 (14,295千円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
合 計 (うち社外役員)	8 名 (5 名)	58,815千円 (17,835千円)	58,815千円 (17,835千円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)

(注) 1. 報酬限度額

定時株主総会（2005年11月25日開催）にて決議。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は1名です。

取締役 年額 300,000千円

監査役 年額 30,000千円

2. 2024年11月26日付けで社外取締役から取締役に就任した1名の社外取締役在任期間分の総額と員数については社外役員に含めております。

3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与が含まれております。

(7) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
取締役	齋藤 律子	(株)サンドラッグ社外取締役	特別な関係はありません。
取締役	田中 康郎	(株)建設技術研究所社外監査役	特別な関係はありません。
監査役	小泉 大輔	(株)オーナーズブレイン代表取締役	各兼職先と当社との間に特別な関係はありません
		(株)ニューズ・ツー・ユー・ホールディングス監査役	
		(株)LOOPPLACE社外取締役	
		(株)ダイブ社外監査役	
監査役	丸野 登紀子	出澤総合法律事務所パートナー弁護士	各兼職先と当社との間に特別な関係はありません
		ライト工業(株)社外監査役	
		(株)ファンコミュニケーションズ社外取締役(監査等委員)	
		医療法人社団幸生会監事	

(注) 齋藤律子氏は、2024年11月26日付けで社外取締役から取締役に就任いたしました。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	田中 康郎	当事業年度に開催した取締役会18回のうち18回に出席いたしました。豊富な経験と高い見識に基づき、当社の企業経営の透明性、コンプライアンスの向上及び業務執行に関わる監督を行っております。また、取締役会において、当社取締役会の意思決定の質をより高める発言を行っております。
監査役	色部 文雄	当事業年度に開催した取締役会18回のうち18回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。上場企業における豊富な経験並びに監査室及び監査役の経験から、経営の監視や適切な助言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	小泉 大輔	当事業年度に開催した取締役会18回のうち17回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的な見地から主に財務・会計等に関して適宜、必要な発言を行っております。
監査役	丸野 登紀子	当事業年度に開催した取締役会18回のうち18回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、経営の監視及び必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第20条第3項の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が7回ありました。

貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,038,193	流 動 負 債	719,168
現 金 及 び 預 金	640,083	買 掛 金	147,157
売 掛 金	346,892	短 期 借 入 金	205,835
配 布 品	563	1年内返済予定の長期借入金	80,784
仕 掛 品	13,954	未 払 金	196,986
貯 蔵 品	689	未 払 費 用 金	7,115
前 払 費 用	38,437	前 受 金	5,083
そ の 他	62	未 払 法 人 税 等	17,840
貸 倒 引 当 金	△2,490	そ の 他	58,365
固 定 資 産	1,261,300	固 定 負 債	927,091
(有 形 固 定 資 産)	1,061,385	長 期 借 入 金	728,494
建 物	370,389	退 職 給 付 引 当 金	170,907
機 械 及 び 装 置	1,066	資 産 除 去 債 務	22,110
車 両 運 搬 具	0	そ の 他	5,580
工具、器具及び備品	22,404		
構 築 物	0	負 債 合 計	1,646,260
土 地	667,526	純 資 産 の 部	
(無 形 固 定 資 産)	48,895	株 主 資 本	646,946
ソ フ ト ウ エ ア	44,643	資 本 金	511,720
ソフトウェア仮勘定	3,080	資 本 剰 余 金	441,720
そ の 他	1,172	資 本 準 備 金	441,720
(投資その他の資産)	151,019	利 益 剰 余 金	△305,667
投 資 有 価 証 券	62,696	そ の 他 利 益 剰 余 金	△305,667
敷 金 及 び 保 証 金	66,416	繰 越 利 益 剰 余 金	△305,667
繰 延 税 金 資 産	18,996	自 己 株 式	△827
そ の 他	3,780	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,722
貸 倒 引 当 金	△869	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,722
資 産 合 計	2,299,493	新 株 予 約 権	565
		純 資 産 合 計	653,233
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,299,493

損 益 計 算 書

(2024年 9 月 1 日から)
(2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業利益 営業外収益 受取利息 受取配当金 有価証券売却益 物品の売却益 その他	売上高		3,153,453
	売上原価		912,355
	売上総利益		2,241,098
	販売費及び一般管理費		2,195,399
	営業利益		45,698
	営業外収益		
	受取利息	111	
	受取配当金	1,129	
	有価証券売却益	16,104	
	物品の売却益	344	
営業外費用 支払利息 支払保証料 新株予約権発行費 その他 経常利益 特別損失 減損損失 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益	その他	1,459	19,149
	支払利息	5,204	
	支払保証料	1,196	
	新株予約権発行費	5,313	
	その他	353	12,067
	経常利益		52,779
	特別損失		
	減損損失	6,841	6,841
	税引前当期純利益		45,938
	法人税、住民税及び事業税	10,789	
	法人税等調整額	△6,187	4,601
	当期純利益		41,336

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月16日

株式会社地域新聞社
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 川 村 啓 文
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 高 島 知 治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社地域新聞社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準や監査の方針、職務の分担などに従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を致しました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月17日

株 式 会 社 地 域 新 聞 社 監 査 役 会
常勤監査役 色 部 文 雄 ㊞
(社外監査役)
社外監査役 小 泉 大 輔 ㊞
社外監査役 丸 野 登 紀 子 ㊞

(注) 監査役色部文雄、同小泉大輔及び同丸野登紀子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

懇談会のご案内



株主総会終了後、休憩を挟み、同会場にて懇談会を開催いたします。株主の皆さま、当社に関心をお持ちくださる地域の皆さまと、当社経営陣との貴重な対話交流の場として、お時間の許す株主様はぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

※飲食物のご提供はございませんので、あらかじめご了承ください。

参加申込はコチラから

【事前申込締切】2025年11月27日(木) ※当日参加も可能です



「株主友の会」にぜひご登録ください



「株主友の会」は、最新のIR・株主優待情報などのメール配信サービスです。株主の皆さまにとって有益な情報を、いち早くお届けいたします。

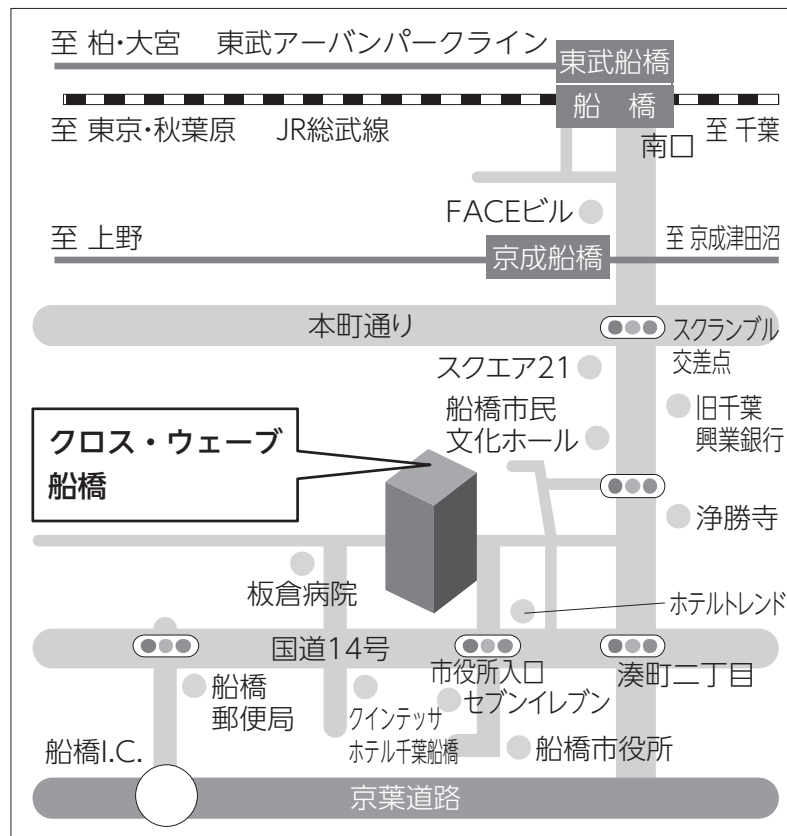


「株主友の会」
登録はコチラから



株主総会会場ご案内図

千葉県船橋市本町二丁目9番3号
クロス・ウェーブ船橋



交通のご案内

〈ご参考〉

JR総武線「船橋」駅から徒歩約9分

東武アーバンパークライン「船橋」駅から徒歩約9分

京成本線「京成船橋」駅から徒歩約7分

本総会につきましては、お土産の配布は中止とさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。